

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年1月22日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は同年4月20日であると認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年1月22日から同年4月20日まで

私は、昭和19年1月から同年4月までの期間においてA事業所（現在は、B社）に勤務したが労働者年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述は具体的で信ぴょう性が高く、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できるところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において申立人と氏名及び生年月日が一致し基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号（資格取得日は昭和19年1月22日）が確認でき、当該手帳記号番号の前後の複数の手帳記号番号（資格取得日はいずれも昭和19年1月22日）に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の事業所名に「A事業所」と記載されていることが確認できることなどから判断すると、当該未統合の手帳記号番号は申立人が同事業所に勤務したときに払い出された手帳記号番号であると認められる。

また、申立人は、A事業所を退職した経緯について、「A事業所を昭和19年4月20日付けで退職した後、一旦、C市に帰った後に陸軍D連隊に入隊した。教育召集（陸軍が、第1補充兵の教育のため120日以内召集して教育する制度）であったので3か月で満期となり、C市に帰った。このとき、同事

業所には復職せず、同年 10 月 21 日から C 市にあった第*海軍航空廠に勤務し、ここで終戦となった。」と具体的に供述しているところ、これは日本年金機構による申立人への旧令共済期間についての回答（申立人は第*海軍航空廠普通工員として昭和 19 年 10 月 21 日から 20 年 8 月 15 日までの期間において勤務した旨の回答）と符合しており、申立人の主張に不自然さは無いことから、申立人が A 事業所を退職したのは 19 年 4 月 20 日であったと認められる。

さらに、事業所番号等索引簿により A 事業所は新規適用年月日及び全喪年月日が記載されていないものの労働者年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、B 社は、「A 事業所は昭和 18 年 12 月に設立され、20 年 8 月をもって軍需会社の指定を解除され、同年 9 月に閉鎖された。」旨回答していること及び前述の被保険者台帳（旧台帳）の複数の同僚が申立期間以後に同社に係る労働者年金保険被保険者の資格を喪失した記録が確認できることなどから判断すると、同事業所は申立期間において、労働者年金保険の適用事業所であったことが推認できる。

加えて、年金事務所は、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は存在しない旨回答しており、前述の複数の同僚に係る前述の被保険者台帳（旧台帳）に「全期間に対応する名簿*（焼失）」と記載されていることが確認できるところ、E 県公文書館の資料によれば E 県庁は昭和*年*月*日に火災の被害に遭っていることが確認でき、同県の元職員は、「E 県庁は、昭和*年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金記録の修復作業に当たった。1 年くらいかけて修復作業に当たったが修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったことなどから、完全に修復できたかどうか不明である。」と供述している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る労働者年金保険被保険者の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 1 月 22 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったと認められ、かつ、申立人の A 事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は申立人の主張する同年

4月20日とすることが妥当である。

申立期間の標準報酬月額は、前述の同僚に係る被保険者台帳（旧台帳）の昭和19年1月の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から14年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から14年12月まで

平成5年8月に入社した会社には社会保険が無かったので、私は区役所で国民健康保険に加入した。国民年金の加入については詳しく憶えていないが、国民健康保険とセットでの加入だと思っていた。国民年金保険料は国民健康保険料と合わせて区役所の職員と思われる集金人に納付していた。

なお、平成14年頃に体調を崩して保険料の納付が難しくなったときに、集金人から必ずしも合わせて納付しなくてもよいと説明を受け、それからは国民年金保険料を除いて国民健康保険料のみを納付するようになったと記憶しているので、それまでは国民年金保険料を合算して集金人に納付していたはずだと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が、国民年金に加入した記録は確認できず、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付できなかった期間であったと考えられる。

また、申立人は、「国民健康保険料と国民年金保険料を合わせて区役所の職員と思われる集金人に納付していた。」旨主張しているが、A市役所は、「申立期間当時、国民健康保険嘱託員と国民年金嘱託員がおり、それぞれが保険料の徴収業務を行っていたが、合わせて保険料を徴収することは無かった。」旨回答しており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立期間は113か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年6月までの期間及び45年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から44年6月まで
② 昭和45年10月から61年3月まで

私は、昭和41年6月頃に家主に勧められ、国民年金の加入手続をし、A市に住んでいた61年3月までの期間は銀行の窓口などで保険料を納めていた。

昭和44年頃は、保険料を納付するのが難しかったと記憶しているが、それ以外の期間については、保険料を納付しているはずである。

また、昭和52年3月に婚姻した妻の保険料についても、私が納付しており、妻の年金記録は納付とされているのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が、申立期間①及び②を含め、国民年金に加入した記録は確認できず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間は合計223か月と長期間であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1209 (事案 979 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成 21 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日までの期間について、年金記録の訂正を申し立てたところ、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

しかし、私は平成 21 年 1 月 28 日付けでA社を退職しておらず、今回提出する同社における同年 1 月の勤務表において、同年 1 月 29 日から同年 1 月 31 日までの期間は公休日とされており、同社には同日まで在籍していたことが確認できるはずである。

その他にも資料を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、あっせんの根拠となる法律は厚生年金保険法を適用することとした上で、i) A社が保管する平成 21 年 1 月の出勤簿及び労働者名簿において、申立人が同年 1 月 28 日付けで退職した旨の記載が確認できること、ii) 申立人に係る雇用保険の加入記録において、同社における申立人の離職日は同年 1 月 28 日と記録されていることが確認できること、iii) 社会保険事務所(当時)が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は申立人の資格喪失日を同年 1 月 29 日として届け出ていることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき 23 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てが申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間に係る申立てであったことから、今回の申立てについてもあっせんの根拠

となる法律は厚生年金保険法の適用が継承される。

なお、厚生年金保険法に基づき記録の訂正等が行われるのは、申立人が厚生年金保険法の被保険者としての適用の要件を満たしていた場合である。

今回、申立人は、A社における平成21年1月の勤務表を提出し、「当時においてA社から配布された勤務表により、私は平成21年1月29日から同年1月31日までの期間は同社における公休日であったことが明らかであるから、同日まで同社に在籍していたはずである。」旨主張している。

しかしながら、申立人の供述によると当該勤務表は、平成21年1月初め頃にA社が作成し、同社の従業員に対し配布されたものであり、その時点において申立人は同年1月29日から同年1月31日までの期間は公休日の予定であったことがうかがえるものの、当該勤務表をもって申立人が当該期間に同社に在籍していたとまでは判断することができない。

また、申立人が今回提出した他の資料である「平成21年1月の出勤簿」、「履歴書」、「雇用確認調停事件に係る資料」、「雇用保険被保険者台帳全記録照会の資料」、「雇用保険資格喪失日及び離職理由の確認に関する資料」、「税務調査官との会話内容に係る資料」等について検証を行ったが、当該資料等から申立人が申立期間においてA社に在籍していたことを確認することはできず、当該資料等では、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月1日から50年12月1日まで

私は、A県B市に本社があるC社D営業所において派遣社員の登録を行った際、同社E営業所に行くように指示され、同社の派遣社員としてF社G工場に勤務し、H製造の業務に従事していたが、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のF社G工場（以下「派遣先事業所」という。）における勤務内容及び同事業所に係る具体的な供述から判断すると、申立人がC社の派遣社員として同事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所であるC社は、同社に係る商業登記簿謄本により申立期間以後の昭和55年8月21日に設立されていることが確認できる上、同社の担当者は、「当社は昭和55年にC社として設立された。」旨供述しており、同社のホームページにおいても、「1980年（昭和55年）C社設立」と掲載されていることから、申立期間において同社が存在したことを確認することができない。

また、申立事業所であるC社の前身の事業所について、前述の担当者は、「当社の前身であるI社の創業は昭和46年であった。」と供述している上、前述のホームページにより「1971年（昭和46年）I（株）を創業」と掲載されていることを踏まえると、商業登記簿謄本及び閉鎖簿の記録から、I社は商号変更前の名称であるJ社として昭和46年2月3日に設立されていることが推認されるものの、申立人は両事業所の名称について記憶にないと供述している。

さらに、派遣先事業所について、申立人は、「申立期間中、F社G工場内にK場を建設することになり、当時の同社同工場の工場長に頼まれ、K場の設計の業務にも携わった。」と供述しているものの、派遣先事業所はK場について、「当時の資料がなく、建設した時期等は不明ですが、長く勤務している従業員に確認したところ、平成4年から8年頃までの間に建設したようだ。」と回答しており、K場の建設時期は申立人が同事業所に勤務したと主張する期間とは符合しない。

- 2 適用事業所名簿から、A県B市に所在するC社は昭和56年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていること、及び申立人が同社D営業所の指示により出向いたと供述しているE市に所在したC社（平成3年11月1日にC社に合併し、現在は同社L事業所）は59年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることがそれぞれ確認でき、両社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、前述のとおり申立事業所の前身事業所であると推認されるJ社は申立期間の一部を含む昭和49年1月1日から51年6月30日までの期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同社における事業所別被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、商業登記簿謄本及び閉鎖簿の記録から、J社は昭和51年6月18日にM社（厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和51年10月1日）及び53年11月22日にI社（厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和55年6月1日）に商号変更していることが確認できるが、両社に係る事業所別被保険者名簿においても申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 3 前述のC社の担当者は、「申立期間の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険については、資料を保管していないため不明。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできない。

また、派遣先事業所を含む全ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（事業所別被保険者名簿を含む。）及びオンライン記録から、申立人が記憶している申立期間当時の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について同僚の供述を得ることができない。

さらに、申立人に係るN市の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は申立期間のうち、昭和48年12月から50年3月までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

4 このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 41 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 1 月から 41 年 1 月までの期間において A 社（現在は、B 社）に勤務し、同社に所属する C の E 職としての業務に従事したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人は申立期間において A 社に所属する C の E 職であったことがうかがえる。

しかしながら、B 社の事業主は、「現在において、C の E 職は当社の従業員ではなく、厚生年金保険に加入させていないので、E 職の報酬から厚生年金保険料は控除していない。なお、申立期間当時の E 職についても現在と同様の取扱いであったと思う。」旨供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる事務員とされる複数の者は、「A 社に所属する C の E 職等は厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述している。

また、前述の被保険者名簿に、申立人が所属したとする C の所属長の氏名、及び前述の事務員らが A 社に所属する C の E 職等であったとして名前を挙げた者らの氏名は見当たらない。

さらに前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 9 日から 46 年 2 月 1 日まで

私のねんきん定期便の記録を見ると、A事業所（昭和 62 年、組織形態の変更に伴い、Aの清算業務をB事業所に移管）において採用を前提とした臨時雇用員として勤務していた期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低い額に記録されている。

私の給与額は約 3 万円であったが、このほかに通勤手当として 4 万円相当の定期券と、住宅手当として 1 万円が支給されていたので合計すると 8 万円であった。申立期間の標準報酬月額は、これらの手当が含まれていない金額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額を当該手当の金額を含んだ給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人は申立期間に係る給与支給明細書等を所持しておらず、B事業所C部は、「申立人に係る保険料控除、標準報酬月額の届出、保険料納付について全て不明。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額及び保険料控

除額を確認することはできない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、前述の被保険者名簿により厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日（昭和45年3月9日）である同僚10人の資格取得時における標準報酬月額は、全員が申立人と同額の3万円と記録されていることが確認できる。ところ、申立人が提出した臨時雇用員就労カードに記載されている賃金額に見合う標準報酬月額は申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録と符合しており、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されているという事情は見受けられない上、申立人に係る前述の被保険者名簿の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、遡及して記録が訂正されたなど不自然な形跡も無い。

加えて、申立人は、給与のほかに通勤手当として4万円相当の定期券及び1万円相当の住宅手当の支給があった旨主張しているものの、前述の同僚のうち複数の者は、「当時において、無料の乗車券のようなものをもらっていたが、通勤手当や住宅手当は無かった。」旨供述しているところ、B事業所C部の担当者は、「当時の臨時雇用員を含むD職員には、E証を発行して貸与していたが、通勤手当の支給は無かった。また、寮に入居していた者からは、寮費を徴収しており、住宅手当の支給も無かった。」旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、事業所は通勤手当などの手当を標準報酬月額に算入し届出を行うべきであった旨主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人のその主張する標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたと認められる場合に、特例法による上記基準に基づき記録の訂正についてあつせんを行うこととされており、これと離れて、事業主が行った届出等の是非について審議・判断する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで
② 昭和 56 年 6 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 1 月 5 日まで
④ 昭和 59 年 8 月 26 日から 61 年 1 月 1 日まで
⑤ 平成元年 9 月 1 日から 5 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、私はA社（現在は、B社）に昭和 52 年 3 月 1 日に入社し、54 年 8 月までの期間において同社のCという店舗に勤務しDとしての業務に従事していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 52 年 9 月 1 日と記録されている。

申立期間②について、私は昭和 56 年 6 月から 58 年 11 月までの期間においてE社に勤務しFとしての業務に従事していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 3 月 1 日と記録されている。

申立期間③及び④について、私は昭和 58 年 11 月から 60 年 12 月末までの期間においてG社に勤務しHの業務に従事していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は 59 年 1 月 5 日、資格喪失日は同年 8 月 26 日と記録されている。

申立期間⑤について、私は、平成元年 9 月にG社に頼まれて同社に再入社し、5 年 7 月までの期間において勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは納得できない。

全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び戸籍の附票並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に昭和52年9月1日以降も勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、i) 前述の被保険者名簿によると、申立人が申立期間において同じ店舗において勤務していたとする複数の同僚について、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 前述の同僚の一人は、「私は、途中で自ら厚生年金保険を辞退した。」と供述していること、iii) 別の同僚は、「申立期間当時において、A社では社会保険の加入は任意だったので、私は、入社当初においては加入しなかった。」と供述していることなどから判断すると、A社は従業員全ての勤務期間について必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、B社に係る商業登記簿謄本上では、同社は現存していることが確認できるものの、同社の清算業務に携わったとする元従業員は、「現在、B社は休業状態で経営実態はない。同社に係る当時の資料は無く、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、オンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

2 申立期間②について

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務開始時期は特定できないものの、申立人が昭和58年3月1日以前から同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録から、E社は昭和58年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同日以前に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

また、前述の被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和58年3月1日と同日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、オンライン記録から申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、57年12月から同社に勤務していたとする同僚は、「E社が厚生年金保険の適用事業所になる以前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨供述している。

さらに、E社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は居所不明であることから、申立人の当該期間における勤

務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

3 申立期間③について

G社が保管する申立人が昭和58年10月に同社に提出したとされる履歴書の記録及び同社の担当者の供述から判断すると、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、G社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載された資格取得日は、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び雇用保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、G社の担当者は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等についての資料は保管していないため不明であるが、当社においては、入社当初は試用期間があり、一定期間は厚生年金保険に加入させていない。」旨供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「G社は入社する時に試用期間があった。」旨供述していることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

4 申立期間④について

申立人は当該期間においてG社に勤務していた旨主張しているが、前述のとおり同社は申立人に係る人事記録などの資料を保管しておらず、前述の被保険者名簿の記録により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に確認しても、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができない。

また、G社は申立期間④に係る申立人の勤務期間について、「国の記録と同様である。」旨回答しており、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された資格喪失日は、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び雇用保険被保険者の離職日の翌日と一致していることが確認できる。

5 申立期間⑤について

申立期間⑤のうち平成元年9月1日から2年3月頃までの期間について、申立人に係る戸籍の附票、申立人が所持する手帳の記載、事業主の供述、及び申立人の勤務内容に係る具体的な供述から判断すると、申立人は当該期間においてG社に対してI業務を依頼した事業所に臨時職として勤務しながら、I業務という特殊な業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、G社は、「I業務依頼があった事業所に申立人を紹介したと思っており、当該期間において直接の雇用主はI業務を依頼した事業所であると思う。」と供述しており、同社は当該期間において申立人を厚生年金

保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、G社にI業務を依頼した事業所の担当者は、「申立人の給与は当社から支払っていたと思うが、申立人は当社の臨時職として勤務していたため、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述しており、同事業所も当該期間において申立人を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

一方、申立期間⑤のうち平成2年4月頃から5年8月1日までの期間について、申立人が所持する手帳によりG社の業務に従事していた旨の記載が確認できること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から同年1月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚を申立人が記憶していることなどから判断すると、申立人が当該期間において同社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、G社は、「平成元年から5年までの期間に係る申立人の記録は確認できない。申立人に記録が無いと言うことであれば、当社のJとしての業務に従事していたと思われる。なお、Jであれば厚生年金保険に加入させておらず保険料も給与から控除していない。」と供述している。

また、オンライン記録により、G社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で申立期間⑤において勤務したとする同僚は、「G社では社会保険への加入を希望しない人が多く、Jとして勤務する人もいた。」と供述している上、申立人が記憶している複数の同僚について同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことなどから判断すると、同社は必ずしも当該期間において従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

6 このほか、全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの期間において A 社 B 営業所に勤務し C としての業務に従事したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 54 年 5 月 1 日と記録されており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する辞令交付簿の記載内容から判断すると、申立人が申立期間において同社 B 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は、「申立人の申立期間に係る保険料控除、届出及び保険料納付については不明。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、前述の辞令交付簿において採用日が昭和 50 年 4 月から 53 年 4 月までの期間において記録されている申立人を含む 17 人について、同人らに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認したところ、全員が当該辞令交付簿に記載されている採用日より後の日付で資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、A 社 B 営業所は従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿及び前述の辞令交付簿によると、上記 17 人のうち、申立人と同職種であったことが確認できる同僚のほぼ全員について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間に係る給与支給形態は日給制であったことが確認できるところ、申立人の申立期間の大部分の期間における

給与支給形態も日給制であったことが推認できる。

加えて、前述の被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和 54 年 5 月 1 日）は、オンライン記録と一致しており、当該記録を遡及して訂正したなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。